



～「人」についてサポートし中小企業の発展・繁栄に助力します～

ほっとレター

社会保険労務士法人 諏訪労務管理センター

〒392-0022 長野県諏訪市高島3-1201-90

TEL 0266-52-2444 FAX 0266-52-5244

e-mail info-sharoushi@misawakaikai.jp

7

2018

トビウツ 非正規の待遇格差訴訟 最高裁の初判断

非正規と正規との労働条件の不合理な格差を禁じた労働契約法 20 条について争われた 2 件の訴訟について、平成 30 年 6 月 1 日に、最高裁判所（最高裁）が判決を下しました。同条について最高裁が判断を示すのは初めてということで、注目を集めていました。2 つの事件とその判決の概要は次のとおりです。

2つの事件とその判決の概要

1. ハマキョウレックス事件（未払賃金等支払請求事件）について

物流会社「ハマキョウレックス」の契約社員の運転手が「住宅手当などが正社員にのみ支給されるのは不当だ」と訴えた裁判。

一審の地裁の判決（平成 27 年 9 月）では、通勤手当の格差のみ不合理と認めたが、二審の高裁の判決（平成 28 年 7 月）では、無事故手当や給食手当などの格差も不合理と判断。

⇒ 今回の最高裁の判決では、これまでに格差が不合理と判断された通勤手当などの 4 つの手当に加え、皆勤手当についても、正社員に支給しながら契約社員に支給しないのは「不合理」と判断（合理的とする高裁判決は破棄し、事実関係を精査するため同高裁に差し戻し）。

一方、住宅手当については、正社員と契約社員の間に転勤の有無など差があることを踏まえ、契約社員に支給しないのは「不合理といえない」と原告の訴えを退けた。



2. 長澤運輸事件（地位確認等請求事件）

運送会社「長澤運輸」を定年後に再雇用された運転手 3 人が、「定年前と同じ仕事なのに給与が引き下げられたのは不当だ」と訴えた裁判。

一審の地裁の判決（平成 28 年 5 月）では、「再雇用制度を賃金コスト圧縮手段に用いるのは正当ではない」と判断。しかし、二審の高裁の判決（同年 11 月）では、「賃下げは社会的に容認されている」と指摘し、正当と判断（運転手側逆転敗訴）。

⇒ 今回の最高裁の判決では、正社員と非正規社員の賃金格差が不合理かどうかは、「賃金総額の比較のみではなく、賃金項目の趣旨を個別に考慮すべき」とする判断を示した。その上で、精勤手当については「相違は不合理である」と支払いを命じたが、その他の基本給や大半の手当については、3 人に近く年金が支給される事情などを踏まえ、格差は「不合理ではない」として請求を退けた（精勤手当に連動する超勤手当については、事実関係を精査するため高裁に差し戻し）。

★ 個別の手当についての判断が明確になりましたが、これまでの解釈の根本的な部分を抜本的に変更するような判決ではなかったといえます。

非正規の労働者を雇用する各企業の対応としては、争いの根拠となった労働契約法 20 条に対する理解を深めた上で、最高裁の判断を踏まえ、今一度、個別の手当について不合理な待遇差が生じていないか確認しておく必要があるでしょう。

定年後の再雇用については、定年前の賃金から 20%程度を減額することは許容されるといった結果になりました。これに胸をなでおろす企業も多いようですが、これは最低限度の対応といったところです。

人手不足の昨今、企業の中には、その対策として、積極的に定年後の待遇を見直す動きも出ています。

注目を集めた裁判。詳しい内容を知りたいときは気軽にお声かけください。非正規の待遇を見つめ直す良い契機になるのではないのでしょうか。

中小企業等における生産性向上の取り組みをまとめた 2冊の事例集を公表（厚労省）

厚生労働省は、中小企業・小規模事業者の賃金引上げを図るため、生産性向上の取り組みをまとめた2冊の事例集を作成し、公表しました。そのうちの1冊は、飲食業、宿泊業など「生活衛生関係営業」の企業に特化した、初めての事例集ということです。生産性向上のヒントが見つかるかもしれません。事例集の概要は次のとおりです。

【事例集①】

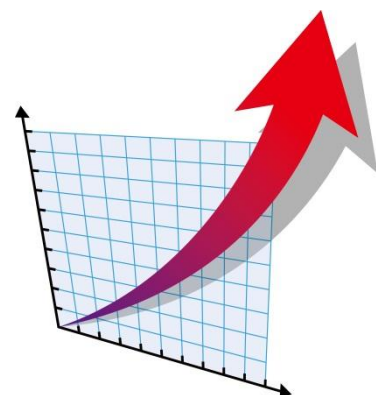
『生活衛生関係営業 生産性・収益力向上の取組事例集～賃金引上げのヒント～』

⇒ この事例集では、中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定を受け、現在、収益力の向上に取り組んでいる企業が実施した業務効率化などの事例を紹介。

生活衛生業のうち、特に、飲食業、宿泊業、洗濯業、理美容業の事例を掲載。

<事例の例：飲食業>

- スマートフォンで確認できる動画マニュアルを導入。
- これによって、作業工程が標準化し、新規アルバイトの育成が5日程度に短縮。
- 作業工程の標準化や経営分析ソフトの導入によって、営業利益が1%程度増加。



【事例集②】

『生産性向上の事例集～最低賃金の引上げに向けて～』

⇒ この事例集では、業務改善助成金*の活用事例をもとに、業務の効率化や働き方の見直しなどを行って生産性の向上を実現し、賃金の引き上げを行った中小企業・小規模事業者の事例を掲載。

*業務改善助成金……中小企業等の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金の引上げを図るための助成金。

生産性向上のための設備投資やサービスの利用などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成。

<事例の例：行政書士・社会保険労務士業>

- 顧客データ管理をクラウド化し、給与計算システムを導入により、管理業務の効率化を達成。
- 1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を50円引上げ。事業場内最低賃金以外の従業員の時間給も一律50円引上げ。
→業務改善助成金を受給。

★事例が紹介されている業種は限られていますが、業種を問わず、生産性向上のヒントは見つかると思います。ちなみに、上記でも取り上げましたが、私どもの業種の事例も掲載されていました。

なお、業務改善助成金については、事業場内最低賃金が1,000円未満の中小企業・小規模事業者を支給対象とするものですが、業種の要件はありません。助成金の内容も含め、詳しく知りたいときは、気軽にお声かけください。

お仕事 カレンダー 7月



7/10	●一括有期事業開始届の提出(建設業) 主な対象事業:概算保険料160万円未満で、かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事 ●6月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付 ●健保・厚生年金の報酬月額算定基礎届の提出 ●労働保険概算・確定保険料申告書の提出、労働保険料の納付 ●労災保険一括有期事業報告書の提出(建設業) ●特例による源泉徴収税の納付(1～6月分)
7/17	●障害者雇用状況報告書、高齢者雇用状況報告書の提出期限
7/31	●6月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ●5月決算法人の確定申告と納税・11月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで) ●8月・11月・翌年2月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで) ●労働者死傷病報告書の提出

スタッフアンケート

今月のお題は、「私のヒーロー・ヒロイン」です。

老若男女、性別、過去現在、実在架空問わず、です。

木村：「ウルトラマン」初代です。あっ！世代がバレル。。よし！テレポーテーションで瞬間移動して身を隠そう！

五味：特になし

池上：名探偵コナン かっこいい。

武井：「ドラえもんです！」なんでも道具を出してもらって色々出来そうだから

濱：どんなに考えても出てきませんでした

高野：「セーラームーン」セーラームーン、ド世代なので、同世代の女の子はみんな夢中だったと思います。よく友達とセーラームーンごっこをした思い出があります！

両角：横山だいすけ！（おかあさんといっしょの、今の前の歌のお兄さん）もはやだいすけお兄さんと子育てしていたといっても過言ではないです。笑

宮坂：特になし

今月の一冊



「柴田秋雄のホテル再生物語」 柴田秋雄 中日新聞社

もう少し古い本ですが、どの業種にも当てはまる不変の考え方や姿勢が描かれています。

名古屋の「ホテルアソシア名古屋ターミナル」。老朽化のため今はもうその姿は見られませんが、「奇跡体験！アンビリバボー」というTV番組に取り上げられたので、ご存知の方も多いと思います。

廃業寸前のホテルがどのようにして立ち直ったのか？

- ・お客様に笑顔になってもらうには、誰が笑顔にならなければいけないのか。誰が幸せでないといけないのか。
- ・どんなことをしたら、やる気のなかったスタッフの意識が変わったのか。
- ・東海地方集中豪雨で行き場を失った宿泊客でない人達にホテルがとった行動とは。
- ・赤字脱却を果たした矢先、食中毒が起きてしまった。ホテルがとった姿勢とは。

◇あとかき◇

働き方改革関連法案が、可決成立しました。とても大きな改正となり、相当影響が出る会社も少なくないのではないかと思います。そこで、税理士法人三澤会計睦会・睦会青年部主催のセミナーの場をお借りして、概要やポイントなどをお話いたします。

施行自体は平成31年4月から、が最も早い時期ですが、多分早めに準備をしないといけない内容の改正だと思います。是非、ご都合をつけてご出席ください。

8月2日（木）16:00～

税理士法人三澤会計 3階 セミナールーム

第1部 「企業経営に行かせる戦略会計と最近の動向」：税理士法人三澤会計 所長 三澤郁馬

第2部 「働き方改革関連法案について」：社会保険労務士法人諏訪労務管理センター 木村孝昭

18:00～納涼会（ラコ華乃井ホテル）

それにしても、社会保険・労働保険関係の動向がとても最近激しくなっています。

- ① 7月3日付日本経済新聞1面「税・社会保険 書類不要に」いわゆるデジタルファースト法案です。行政手続きのデジタル化・オンライン化も可能ですよ、ではなく、デジタル・オンラインを原則とする、という内容です。
- ② 労働基準監督業務の一部を全国社労士連合会が受託。当長野県も受託県に含まれます。「平成30年度36協定未届事業場に対する相談指導事業」を受託しました。

どのようなことを行うかという、1.労働条件自主点検表送付・自主点検結果報告書回収、2.回収した自主点検結果報告書の分析、3.相談指導の必要な事業場の選別と相談指導の実施

社労士にとって①は、事務所によっては死活問題です。②については、監督署の調査のような内容のことを社労士が回って指導します、ということです。

もう他人ごとでは済まされない世の中になっていることを、改めて感じる昨今のニュースです。

しゃろうし みやさかの
ひとりごと

— 広島 —



西日本で大雨水害で犠牲にいられた
方々に哀悼を祈ります。今や日本中どこでも
何か起るか想定できません。

自分も何か備えはできているかと言われれば
自信はありません。

先月私は 娘の家族と広島にいて
きました。

なぜ広島かというと、オバマ大統領が
広島を訪れて 原爆資料館などを見て
「核兵器というのはこれは危険なものだ」
という事で世界中に核兵器の廃絶を
呼びかけたというのを聞いてからです。
行ってから聞いたら 娘と婿は来た要が
あるとの事。

私ははじめてでした。

塩尻から広島まで約4時間。

7:14発 → 11:47着

バスで ホテルまでいき 昼食をたべて
平和記念館に きました。

外国人を含む多くの人が見学して
いました。

2才の孫は エスカレーターに
のる事だけがたのしくて ダッシュ
つかまえるのに 大変でした。

翌朝一人で散歩にいそぶらぶら
しました。

1人のおばあさんがお祈りしている所に
おはようございますと声をかけたら
被爆者たとのこと。

女学生で13才の時にここは爆心地で
同級生たち600名くらいが建物疎開
をしていて1発の原爆で骨も肉も
はくちまってしまったのよ。 私は2kmほど
離れた所で グラントを畑にしてさつまいも
を植えるために草むしりしてたのよ。

うしろ向きだったから 背中、頭、尻を
やけどしたわ。 前をむいて草むしりしてた
人は顔、胸 手をやけど。 生き残ったから
今は戦争の語り部をやってるの。

私（今何歳ですか？） 当時13才
だったから戦争終って73年 自分で
計算してください。と言われました。

語り部というだけあって 声が大きく
しっかりしていました。

大きな夾竹桃の木に お白い
花がいっぱい 咲いていました。